

令和 8 年 4 月 1 日
校 長 決 定

令和 8 年度 東京都立桜町高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針

本方針は、いじめ防止対策推進法、東京都いじめ防止対策推進条例、東京都いじめ防止対策推進基本方針及び「いじめ総合対策【第 3 次】」を踏まえ、本校におけるいじめの防止等の取組を組織的かつ実効的に推進するために定める。

1 いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。いじめは、どの学校でも、どの生徒にも起こり得るとの認識に立ち、軽微ないじめも見逃さず、学校いじめ対策委員会を核として組織的に対応する。

- (1) 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを知らながら放置することがないように、いじめをしない、させない、許さない意識を育成する。
- (2) 教育活動全体を通して、生徒一人一人の自己存在感、共感的な人間関係、自己決定の力及び安全・安心な学校風土を育み、自己指導能力の育成を図る。
- (3) 被害生徒の安全確保を最優先とし、その訴えを確実に受け止め、継続的に支援する。いじめを知らせた生徒についても確実に守る。
- (4) 教職員一人一人がいじめの定義を正しく理解し、いじめの疑いに気付いた場合は一人で抱え込まず、速やかに学校いじめ対策委員会へ報告する。
- (5) 家庭、地域住民、東京都教育委員会、警察、児童相談所その他の関係機関と連携し、社会総がかりでいじめの防止等に取り組む。

2 いじめの定義及び認知

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの認知に当たっては、行為の継続性、故意性、謝罪の有無又は教職員から見た行為の軽重のみで判断せず、被害生徒の立場に立ち、学校いじめ対策委員会が多角的に事実を確認し、校長が判断する。好意又は意図しない言動であっても、対象となった生徒が心身の苦痛を感じている場合は、法の定義に照らして対応する。

3 学校及び教職員の責務

- (1) 学校及び教職員は、保護者、地域住民、児童相談所、その他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。
- (2) いじめ又はいじめの疑いを把握した場合は、速やかに事実確認を行い、学校いじめ対策委員会に報告し、組織的かつ迅速に対処する。
- (3) いじめに関する情報を個人で抱え込まず、学校が定める方法により記録、共有及び

引継ぎを行う。

4 組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

いじめの防止、早期発見、早期対応及び重大事態への対処に関する措置を実効的に行うため、いじめ防止対策推進法第 22 条に基づき設置する。

イ 構成

校長を委員長とし、副校長、教務主任、生活指導主任、主幹教諭、各学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教員及びスクールカウンセラーを構成員とする。事案に応じて、担任、部活動顧問、その他校長が必要と認める者を加える。事務局は、生活指導部に置く。

ウ 会議

- ・ 定例会は、各月に 1 回程度開催する。
- ・ いじめ又はいじめの疑いに関する相談、通報その他の情報を把握した場合は、速やかに臨時会を開催する。緊急の場合は、校長が判断できる報告・連絡体制を確保した上で、迅速に対応する。

エ 所掌事項

- ・ 学校いじめ防止基本方針及び年間計画の策定、実施、点検及び改訂
- ・ いじめ防止等に関する校内研修、授業、アンケート、面談等の計画及び実施状況の確認
- ・ いじめ又はいじめの疑いに関する情報の収集、記録、共有及び引継ぎ
- ・ 事実確認の方法、いじめの認知、対応方針、役割分担及び関係機関との連携の協議
- ・ 被害生徒の安全確保及び支援、加害生徒への指導及び支援、関係保護者への説明
- ・ 対応状況の確認、経過観察及びいじめの解消についての協議
- ・ 重大事態又はその疑いの判断に必要な情報の集約及び東京都教育委員会への報告
- ・ 学校評価、ふれあい（いじめ防止強化）月間の学校シート等を活用した成果検証及び改善

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

保護者、地域住民及び関係機関との迅速かつ適切な連携・協力体制を確立し、学校いじめ対策委員会を支援する。

イ 構成

学校運営連絡協議会内に設置し、協議委員を構成員とする。

ウ 会議

定例会を各学期に 1 回程度開催するとともに、必要に応じて随時開催する。

エ 所掌事項

いじめ問題に関する情報共有及び啓発、学校いじめ対策委員会への支援並びに

本校の取組に対する評価及び助言

5 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止(いじめを生まない、許さない学校づくり)

- ア 生徒が安心して生活できる学級・学校風土を創出し、自己存在感、共感的な人間関係、自己決定の場及び安全・安心な風土を教育活動全体で保障する。
- イ 人権教育、道徳教育、体験活動及び情報モラル教育を充実させ、いじめをしない、させない、許さない態度を育成する。
- ウ 生徒会活動等を通して、生徒がいじめ問題を自分たちの問題として考え、話し合い、行動する主体的な取組を支援する。
- エ SNS等での投稿、拡散、同調、傍観もいじめに加担し得ることを理解させる。
- オ 学校いじめ防止基本方針、相談窓口及び警察等との連携方針を、学校ホームページ、保護者会等を通して生徒及び保護者に周知する。
- カ いじめに関する授業及び校内研修を年間計画に位置付け、全教職員が確実に実施する。

(2) 早期発見(いじめを初期段階で見える化できる学校づくり)

- ア いじめに関するアンケートを年3回実施し、回答内容を複数の教職員で確認する。
- イ 個人面談、日常観察、保健室及び相談室の利用状況、欠席・遅刻・早退、コンディションレポート等を活用し、生徒の変化を複眼的に把握する。
- ウ スクールカウンセラー、養護教諭等を含む相談体制及び校内外の相談窓口を周知する。
- エ 教職員は、気になる情報を把握した場合、担当する学級、学年等にかかわらず、その日のうちに学校いじめ対策委員会へ報告する。
- オ 生徒、保護者、地域住民及び関係機関からの相談又は通報を真摯に受け止める。

(3) 早期対応(いじめを解消し、安心して生活できる学校づくり)

- ア いじめ又はいじめの疑いを把握した教職員は、直ちに被害生徒の安全を確保し、一人で判断又は対応せず、学校いじめ対策委員会へ報告する。
- イ 学校いじめ対策委員会は、校長の指示の下、事実確認の方法、役割分担及び対応方針を協議し、関係生徒から個別に丁寧な聴き取りを行う。
- ウ 被害生徒及びいじめを知らせた生徒を守り通し、安心して教育を受けられる環境を確保するとともに、保護者へ速やかかつ丁寧に説明する。
- エ 加害生徒については、行為の背景にも配慮しつつ、教育的配慮の下で毅然と指導し、再発防止に向けた継続的な支援を行い、保護者と協働する。
- オ 周囲の生徒に対して、傍観又は同調がいじめを助長することを理解させ、自分の問題として捉え、適切に行動できるよう指導する。
- カ 犯罪行為として取り扱われるべき事案は所轄警察署と連携し、生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は直ちに通報し、援助を求める。
- キ 全ての事案について、事実、協議内容、対応経過及び結果を共通様式等に記録し、適切に保管及び引継ぎを行う。

(4) いじめの解消及び継続支援

いじめの行為が止んでいることのみをもって安易に解消と判断しない。学校いじめ対

策委員会は、被害生徒及び保護者への確認、関係教職員による見守り等を踏まえて解消について協議し、校長が判断する。解消と判断した後も、再発の可能性を踏まえ、日常的な観察及び支援を継続する。

(5) 重大事態への対処(問題を明らかにし、いじめを繰り返さない学校づくり)

いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、又は相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、重大事態として次のとおり対処する。生徒又は保護者から重大事態に至ったとの申立てがあった場合も、その時点で重大事態が発生したものとして報告及び調査等に当たる。

ア 校長は、重大事態又はその疑いを把握した場合、直ちに東京都教育委員会へ報告し、その指示及び支援の下で対応する。

イ 被害生徒の生命及び安全を最優先に、緊急避難、接触回避、登下校支援、学習支援、心理・福祉・医療等の専門家による支援を講ずる。

ウ 学校が調査主体となる場合は、法及び国のガイドラインに基づき、客観的な事実関係を明確にするための調査を実施する。学校設置者が行う調査には誠実に協力する。

エ 調査により明らかになった事実関係その他必要な情報を、被害生徒及び保護者に適切に提供する。

オ 加害生徒に対して、行為の重大性を踏まえた指導及び更生に向けた支援を行う。

カ 犯罪行為として取り扱われるべき事案は警察と連携し、必要に応じて児童相談所、医療機関及びその他の関係機関と連携する。

6 校内研修及び生徒への指導

- (1) 全教職員を対象とする校内研修を各学期1回以上、年間3回以上実施し、いじめの定義、学校いじめ防止基本方針、組織的対応、重大事態への対処、保護者対応及び関係機関との連携等について共通理解を図る。
- (2) いじめの認知の判断過程を含む事例研究、教職員自身の取組の点検及び効果のあった取組の共有を行い、対応力を高める。
- (3) いじめに関する授業を意図的・計画的に実施し、互いの個性の理解、望ましい人間関係及び規範意識を育成する。

7 保護者、地域及び関係機関との連携

- (1) 入学時、年度当初の保護者会、学校ホームページ等により、本方針、相談体制及びいじめ対応における学校への協力について周知する。
- (2) 学校サポートチームを活用し、保護者、地域住民、警察、児童相談所、子供家庭支援センター及びその他の関係機関との日常的な連携を図る。
- (3) いじめを認知した場合は、関係保護者に対して事実及び学校の対応を速やかかつ丁寧に説明し、解決及び再発防止に向けて協働する。

8 記録、学校評価及び基本方針の改善

- (1) 全てのいじめ又はいじめの疑いに関する情報について、学校いじめ対策委員会が定める方法により記録し、適切に保管する。進級、転学、進学等の際は、支援が途切れな

いよう確実に引き継ぐ。

- (2) 学校評価の評価項目に、本方針に基づくアンケート、面談、授業、研修及び組織的対応等の実施状況を位置付ける。
- (3) ふれあい（いじめ防止強化）月間の学校シート、学校評価、生徒・保護者等の意見及び学校サポートチームからの助言を活用し、取組の成果と課題を検証する。
- (4) 学校いじめ対策委員会は、検証結果を踏まえて本方針を毎年度見直し、必要がある場合は年度途中であっても改訂する。改訂内容及びその意義を全教職員で共有し、生徒及び保護者に周知する。

以上